

- 家庭保育の対象となる方
  - 1号認定児全員と下記の職種等に該当しない2号・新2号・3号認定児の方
  - 産休・育休中の方
- 但し、以下の職種等に該当する世帯に限り「特別保育」を実施致します。  
(事業の継続が求められ、特別保育を認める職種に該当する方)
  - 医療従事者・保育従事者・介護・老人・保健・障がい施設(福祉施設)・公安職・食品店・交通機関・銀行・工場・飲食店・物流運送業
  - ひとり親世帯で就労があり、休暇取得、家族の協力を得られない方
  - 上記及び両親共に仕事を休むことができません、家族等に家庭保育を依頼することが不可能な場合のみ(これらに該当しない場合は家庭保育をお願いします)
- **特別保育を希望される際、職場において「特別保育依頼書」の証明を提出**

して下さい。

※特別保育依頼書が必要な方は事務所にお越しいただくか、種の会HPよりダウンロードをお願いします

※保護者の方より園からの休園証明等があれば休みの取得や休業補償を受けることができるという旨のお話がありました。

園としても最善を尽くした対応をしたいと思っております。お役に立てることがございましたら、事務所までお越し下さい。

- 特別保育について
  - 保育時間・・・午前7時00分～午後7：00
  - 給食・おやつ・・・提供します
- 保育料について 家庭保育を要請している期間に休まれた場合は保育料はかかりません。後日、神戸市より返金決定額に基づき清算させていただきます。
- 特別保育期間中について
  - 国や自治体の要請(人との接触7～8割削減、外出自粛、イベント参加自粛、3密回避、手洗い、消毒、マスクなど)をしっかりと意識し、感染拡大防止に努め、みんなでこの危機を乗り越えましょう。
  - 特別保育期間中、職員(各クラス担任)より、体調確認を含めた電話連絡(自宅不在の場合、携帯電話に連絡)をさせて頂く予定です。
- 今後の連絡等について
 

予定では5月7日(木)より通常保育の再開を予定しておりますが、今後の状況によって緊急事態措置が解除されない場合などよこネットで連絡させていただきます。